

答 申

当検討協議会において検討協議してきた「平成19年の一般選挙における議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する事」について、下記のとおり答申します。

記

1 議員の定数について

議員の定数は、全国における議員の削減状況及び議員1人当たり人口の目安を3万人以上とすることなどを考慮し、**49人**とする。

2 選挙区について

(1) 次回の一般選挙においては、市町村の合併の特例等に関する法律に基づく特例を適用せず、**市町村合併に伴う新しい選挙区**とする。

(2) 公職選挙法に基づき強制合区の対象となる選挙区について、玖珂郡は岩国市に、阿武郡は萩市に、美祢郡は美祢市に合区する。

なお、任意合区の対象となる選挙区については、一票の較差等を十分勘案し、次々回以降の検討課題とする。

3 各選挙区における定数について

公職選挙法第15条第8項に基づき、人口に比例して次のとおり定める。

大島郡	1人	熊毛郡	1人	下関市	10人
宇部市	6人	山口市	6人	萩市・阿武郡	2人
防府市	4人	下松市	2人	岩国市・玖珂郡	5人
光市	2人	長門市	1人	柳井市	1人
美祢市・美祢郡	1人	周南市	5人	山陽小野田市	2人

平成18年3月20日

山口県議会議長 島田 明 様

選挙区問題に関する検討協議会
会 長 松 永 卓